

- ① 1銭未満の端数の四捨五入及び円換算方法は?
(購入対価÷購入容積で得た答えの小数点以下3桁目を四捨五入)

例1 107,625円 ÷ 41,500リットル = 2.593 ⇒ 2.59 ⇒ 2円59銭

例2 384,930円 ÷ 546,000リットル = 0.705 ⇒ 0.71 ⇒ 0円71銭

例3 5,200円 ÷ 1,000リットル = 5.2 ⇒ 5.20 ⇒ 5円20銭

- ② 度量換算方法は?

基本 1m^3 (立方メートル) = 1,000リットル

例1 3m^3 (立方メートル) = 3,000リットル

例2 0.5m^3 (立方メートル) = 500リットル

- ③ 購入対価に消費税は?

消費税は含んで計算します

※ 購入対価 = 購入価格 + 消費税

- ④ 同月内に違う大きさのボンベを購入した場合は?

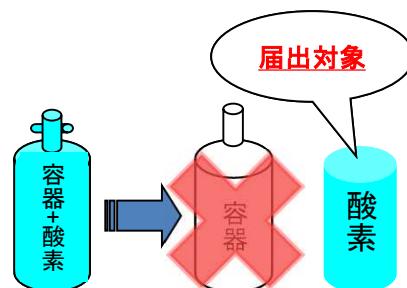
例1 500リットルを2本と3,000リットルを1本購入した場合は、合計した4,000リットルをその月の購入として、小型ボンベ欄に記入してください
※購入対価も合計してください

例2 7,000リットルと3,000リットルを1本ずつ購入した場合は、7,000リットルは大型ボンベ欄に、3,000リットルは小型ボンベ欄に分けて記入してください

- ⑤ 購入価格にボンベの容器代が入っているのは?

ボンベ本体の容器代は含みません、純粋に酸素のみの金額を購入先の業者へ確認してください

※耐圧検査等の検査代は含みません、購入対価から除いてください



- ⑥ 携帯用酸素ボンベ(使い捨て式又は詰替え式)の場合は?

[使い捨て式]
ボンベ本体の容器代は含みません、純粋に酸素のみの金額を購入先の業者へ確認してください

[詰替え式]
詰替え用の酸素の価格がわかれば届出はできます
ボンベ本体の容器代は含みません、純粋に酸素のみの金額を購入先の業者へ確認してください

- ⑦ 購入対価等が不明の場合は?

購入対価等が不明の場合は届出はできません(保険請求は出来ません)
新規に購入した際に届出をしてください

- ⑧ 提出手段は?

提出は管轄の各県事務所(福岡においては指導監査課)に、郵送又は電子申請にてお願いいたします。FAXでの受付は行っておりませんのでご了承ください。